

検認用提出書類一覧(子供用)

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。
なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

対象者の 昨年の状況		提出書類		発行窓口	備 考		
働いている（学生のアルバイトも含む）	自営業者	全員必須	☐ 検認調査票(子供用)	原本	こちらからダウンロード		
			☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
			☐ 平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)	コピー	税務署	損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書も併せてご提出ください。	
		該当者のみ	☐ 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校	本年、卒業した場合は、卒業証書(コピー)または卒業証明書(原本)をご提出ください。	
			☐ 被保険者の配偶者が扶養に入っていない場合 ⇒配偶者の昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	夫婦のうち収入が高い方が子供を扶養することが原則となるため、被保険者の収入が配偶者より多いか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれます。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
			☐ 年金受給者 ⇒障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165)	
	☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。			
	自営業者以外	該当者のみ	全員必須	☐ 検認調査票(子供用)	原本	こちらからダウンロード	
				☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
			☐ 学生の場合⇒在学証明書	原本	学校	本年、卒業した場合は、卒業証書(コピー)または卒業証明書(原本)をご提出ください。	
			☐ 被保険者の配偶者が扶養に入っていない場合 ⇒配偶者の昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	夫婦のうち収入が高い方が子供を扶養することが原則となるため、被保険者の収入が配偶者より多いか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれます。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
			☐ 年金受給者 ⇒障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165)	
			☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。	
			☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)	コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。	

検認用提出書類一覧(子供用)

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。
 なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

対象者の 昨年の状況		提出書類		発行窓口	備 考	
働いていない	退職後1年未満	全員必須	☐ 検認調査票(子供用)	原本	こちらからダウンロード	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
			☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	
			☐ 退職日を確認できる書類 (例:資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票(退職日記載あり) 等)	原本	検認対象者の前勤務先	
		該当者のみ	<雇用保険関連書類> ☐ 雇用保険を放棄する方 ⇒雇用保険被保険者離職票1、2 又は、雇用保険資格喪失証明書		原本	ハローワーク
			☐ 現在雇用保険を受給している方 ⇒雇用保険受給者証(基本手当日額と支給開始日の印字あるもの)		コピー	
			☐ 雇用保険の受給が終了した方 ⇒雇用保険受給者証(支給終了の印字あるもの)		コピー	
			☐ 雇用保険に加入していなかった 又は、受給期間に満たなかった方 ⇒「検認調査票」に理由をご記入ください		—	
	☐ 学生の場合⇒在学証明書		原本	学校	本年、卒業した場合は、卒業証書(コピー)または卒業証明書(原本)をご提出ください。	
	☐ 被保険者の配偶者が扶養に入っていない場合 ⇒配偶者の昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)		原本	市区町村	夫婦のうち収入が高い方が子供を扶養することが原則となるため、被保険者の収入が配偶者より多いか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれます。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。	
	☐ 年金受給者 ⇒障がい、遺族年金振込通知書		コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165)	
	☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード		コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。	
	☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)		コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。	
	退職後1年以上又は働いた事がない	全員必須	☐ 検認調査票(子供用)	原本	こちらからダウンロード	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
			☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	
☐ 学生の場合⇒在学証明書			原本	学校	本年、卒業した場合は、卒業証書(コピー)または卒業証明書(原本)をご提出ください。	
該当者のみ		☐ 被保険者の配偶者が扶養に入っていない場合 ⇒配偶者の昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)		原本	市区町村	夫婦のうち収入が高い方が子供を扶養することが原則となるため、被保険者の収入が配偶者より多いか確認します。収入には、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)も含まれます。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書（平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行）をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。
		☐ 年金受給者 ⇒障がい、遺族年金振込通知書		コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165)
		☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード		コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。
		☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)		コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。